

広告掲載取扱要領

京都市役所北庁舎1階（階段前）及び北庁舎3階への広告及びAED設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等を募集します。

| | | |
|-------|----------------------------|--|
| 広告媒体 | 施設の名称 | 京都市役所 （北庁舎1階階段前（証明書発行センター横）及び北庁舎3階） |
| | 施設の所在地 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 |
| | 施設の概要・設置目的 | 市役所にAEDを設置することで、医療従事者に限らず、第一発見者による迅速な救命活動を可能とするため。 |
| | 開館日、休館日 | 別添のとおり |
| | 開館時間 | 別添のとおり |
| | 年間利用者数 | 令和7年度：約780千人（のべ人数・職員を含む） 令和8年度：約890千人（のべ人数・職員を含む） ※このデータは本・西・北・分庁舎の年間利用者数（休日解放時の利用者数は除く）の想定であり、年間利用者数を保証するものではありません。 ※令和8年4月28日より市庁舎内（西・北庁舎1階）に店舗区画「ててまち」が開業。 |
| 広告の規格 | 広告設置位置 | 広告設置位置は要相談（想定は北庁舎1階） * AEDの設置位置は北庁舎3階 * 詳細設置個所は別添のとおり ※別紙に記載の広告設置想定場所以外での設置を希望する場合は、事前にご相談のうえ、設置可否の確認をすること。 |
| | 広告の大きさ | 別添のとおり |
| | 枠数 | 1枠 |
| | その他の仕様 | 別紙仕様書に記載の条件を満たすこと。 |
| 掲載条件 | 広告料金（税込み） | 広告枠セパレート型AED（ <u>維持管理を含む。</u> ）を無償で提供させていただきます。 |
| | 広告掲載期間 | 令和8年8月1日から令和10年3月31日まで（設置開始日は、別途調整の上決定する） |
| | 広告物の作成主体 | 広告物は、広告設置者側において作成させていただきます。 |
| | 広告物の設置主体 | 広告物の設置及び撤去は、広告設置者側において実施させていただきます。 |
| | 広告物の設置方法 | 広告物は、壁面、床に固定するなど、設置場所の状況に応じ、安全を考慮したうえで、設置させていただきます。 |
| | 広告物の設置期限 | 広告掲載開始日の前日までに設置させていただきます。 （詳細な日時は別途調整） |
| 掲載の基準 | 関係規程（必ずお読みください） | 京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準 |
| | 広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準 | 別添のとおり |

| | | |
|---------------|------------|--|
| 申込 手続 等 | 申込資格 | <p>広告枠を一括して取り扱うことができる広告代理店等とします。</p> <p>広告掲載申込書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、かつ、下記(1)から(4)に掲げる条件を満たす者</p> <p>(1) 申請日から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。</p> <p>(2) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。</p> <p>(3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>(4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、もしくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。</p> |
| | 申込方法 | <p>広告に関する提案書（京都市広告事業のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）からダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。</p> <p>郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。</p> |
| | 申込期間 | <p>令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）</p> <p>書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。</p> |
| | 広告設置者の決定方法 | <p>総合的な提案内容の審査・評価を行い、契約相手方を決定します。</p> <p>申込時には、下記の項目について提案してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置AEDについて <ul style="list-style-type: none"> ・製品名、型番 ・製品仕様 2 AED筐体及び広告枠のデザイン <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の設置を考慮した適切なデザイン 3 業務実施体制や同種事例の受託実績について <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル等への対応 ・原稿作成のスケジュール ・会社設立からの年数 ・実績（同種・類似業務の実績を有しているか） |

| | | |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">そ の 他</p> | <p style="text-align: center;">その他の留意事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。 ・ 広告設置までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。(内容により、修正等をお願いする場合があります。) ・ 申出により、掲載期間中の広告の差し替えが可能です。(新しい広告物を御用意ください。) ・ 館内の見学を希望される方は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。 ・ 広告掲載を希望される方は、広告設置者決定後に直接御相談いただきますようお願いいたします。(決定した広告設置者の連絡先等については、別途お問い合わせください。) ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。 |
| | <p style="text-align: center;">お申込み・お問い合わせ先</p> | <p>京都市 保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 (担当：中内、小笠原) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階 電話番号 075-222-3622 FAX番号 075-222-4062 Eメール eisei@city.kyoto.lg.jp</p> |